

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	米原市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	94-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障がい老人等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	17	
10. 保護評価書の名称	米原市福祉医療費助成に関する事務(基礎項目評価書)	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=Z&amp;h_n_o=&amp;kk_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E3%80%80%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=Z&amp;h_n_o=&amp;kk_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E3%80%80%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%</a>	
12. 委任関係		▼

執行機関名 米原市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度の心身障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		米原市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号) 別表第1 第六の項 重度の心身障がいの状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱(平成17年条例第217号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な(保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付)を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、(重度の心身障がいの状態にある老人等)が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して(福祉施策として福祉助成費を助成)することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱(平成17年条例第217号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者に対する福祉医療費受給券の交付に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第4条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者に対する福祉医療費受給券の交付に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ハ	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ニ	米原市重度心身障がい老人等福祉助成費助成要綱第3条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	<p>Q:(事務1について…)本事業の対象者は後期高齢者医療保険の被保険者という認識ですが、本情報については利用される機会はあるのでしょうか。</p> <p>A:65歳～74歳の重度心身障がいを持つ市民は後期高齢者または、既存で加入している各種医療保険のいずれかを選択可能であり、後期高齢者以外を選択した場合の申請受理および審査が必要なためです。</p>
----	---